



令和7年度 社会福祉法人三笠苑 事業計画書

1 基本理念

- ・安全〔利用される方が安全に利用できるサービス提供を目指します。〕
- ・安心〔利用される方やそのご家族に安心してもらえるサービス提供を目指します。〕
- ・親切〔利用される方やそのご家族が笑顔になれるよう、親切的サービス提供を目指します。〕

2 基本方針

- (1) 法人は、各事業所を利用される方の尊厳に配慮し、ご利用者お一人、お一人の多面的な要求に応え、安心して各事業所を利用できるサービス提供に努めます。
- (2) 法人は、職員の資質向上、職場環境の整備及び職員の処遇向上に努め、職員が笑顔で働ける職場づくりをし、各事業所を利用される方が楽しく、生きがいを持って生活できる事業所作りに努めます。
- (3) 法人は、実習生、施設見学者、ボランティアや交流希望者の受入れ及び地域住民との交流等を積極的に行い、地域に開かれた法人を目指します。
- (4) 法人は、ご利用者が安心して利用継続ができ、職員が安心して働けるよう事業の継続・維持のために、財政の健全化に努めます。
- (5) 法人は、常に法令を遵守し、防災対策、事故対策及び感染症対策など施設の安全管理を向上させ、利用される方に選ばれる事業所を目指します。

3 令和7年度の具体的な取り組み

(1) 人材確保について

ご利用者の処遇向上のためには、職員の適正配置が重要です。介護職場は、年々人材確保が難しくなっており、法人としては、次の事項を取り入れながら、人材確保に努めます。

① ICT機器の導入

介護職場の業務の省力化は、職員の適正配置という視点から急務と考えられます。

現時点でできるところから取り組むこととし、直接、省力化が可能というわけではありませんが、省力化につながる一歩として、若い人材に魅力

を感じてもらえるよう ICT 機器の導入を図ります。

② 新規学卒者の採用

介護職場は、人件費の財源を介護保険収入に頼らざるを得ず、最低賃金の引き上げ分をようやく引き上げている状況が続いています。

このような状況下ですが、若い人材の確保は急務であり、早い時期の学校訪問、新たな募集冊子の作成、ビデオ等による職場の魅力の発信等法人について賃金だけではない魅力を伝え人材確保に努めます。

③ 実習生の積極的な受け入れ

介護職場を希望する人材の実習を積極的に受け入れ、実際に現場を経験することにより職場の魅力を発信します。

④ 高齢者の活用

各職場を 65 歳で定年退職となった職員を再任用する等積極的な活用に努めます。

⑤ 初任給の引き上げ

全ての職種において、一定程度の初任給を設定できるよう、給与規程の改善及びその財源確保に取り組みます。

(2) 人材の育成について

法人に勤務する職員が、自らの業務をより楽しく行えるよう法人内研修を次のとおり開催することとし、人材育成に努めます。

① 法人に勤務する職員が、一人一人成長できるよう職員歴や年齢に応じた階層別（初任職員、中堅職員、リーダー級職員、役職者）研修を行います。

テーマ ・各階層に応じた職員の資質向上
・就業規則の周知

② 各事業所の危機管理の為に、介護保険法等に規定された研修を全職場の職員参加のもとに実施し、それぞれの職場で伝達研修を行うようにします。

テーマ ・高齢者の虐待防止及び拘束廃止に係る研修
・介護技術に係る実技研修
・事業継続計画に係る研修
・感染症対策に係る研修
・事故対策に係る研修

③ 法人運営を適正に行うために、法令遵守に係る研修を行い、職員一人一人がより良い法人を目指す意識を醸成します。

テーマ ・各種ハラスメント対策に係る研修
・苦情解決に係る研修

④ 自己研鑽の推奨

介護福祉士、居宅介護支援員、社会福祉士、管理栄養士、看護師等各種資格の取得を希望する職員を支援します。

(3) 財政基盤の確立

経営の主たる収入財源である介護報酬は、平成 30 年度から介護職員の処

遇改善に係る加算以外、引上げされておらず、この間、最低賃金の大幅な引き上げ、物価の上昇などによる支出額の増大があるにもかかわらず、これら費用増を価格転嫁できない状況が続き、経営環境は、大幅に悪化しています。

このため、法人は、次のように財政基盤の確立に努め、持続可能な法人運営を目指します。

① 事業収入の確保

- ・令和7年度の各事業所の利用目標達成に努めます。
- ・新たな加算の取得に努めます。

② 支出予算の抑制

- ・事業所長等役職者に対し、予算の意義等を周知し、予算管理の意識醸成に努め、令和7年度の各事業所の支出予算の遵守を徹底します。
- ・東北電力から新たな電力会社への移行、補助金の一層の活用など、法人全体の支出経費抑制に努めます。

(4) 法人運営の適正化

法人運営については、ご利用者の安全安心を目標に法令及び法人定款に基づき、適正に行うこととします。

① 評議員会の開催

年1回の定時評議員会を開催するほか、評議員会の権限に係る案件がある場合は、必要に応じて臨時評議員会を開催することとします。

② 理事会の開催

理事会の権限に係る審議事項がある場合は、必要に応じて開催することとします。

③ 監査の実施

年2回法人監事による監査を実施し、常に運営の適正化に努めます。